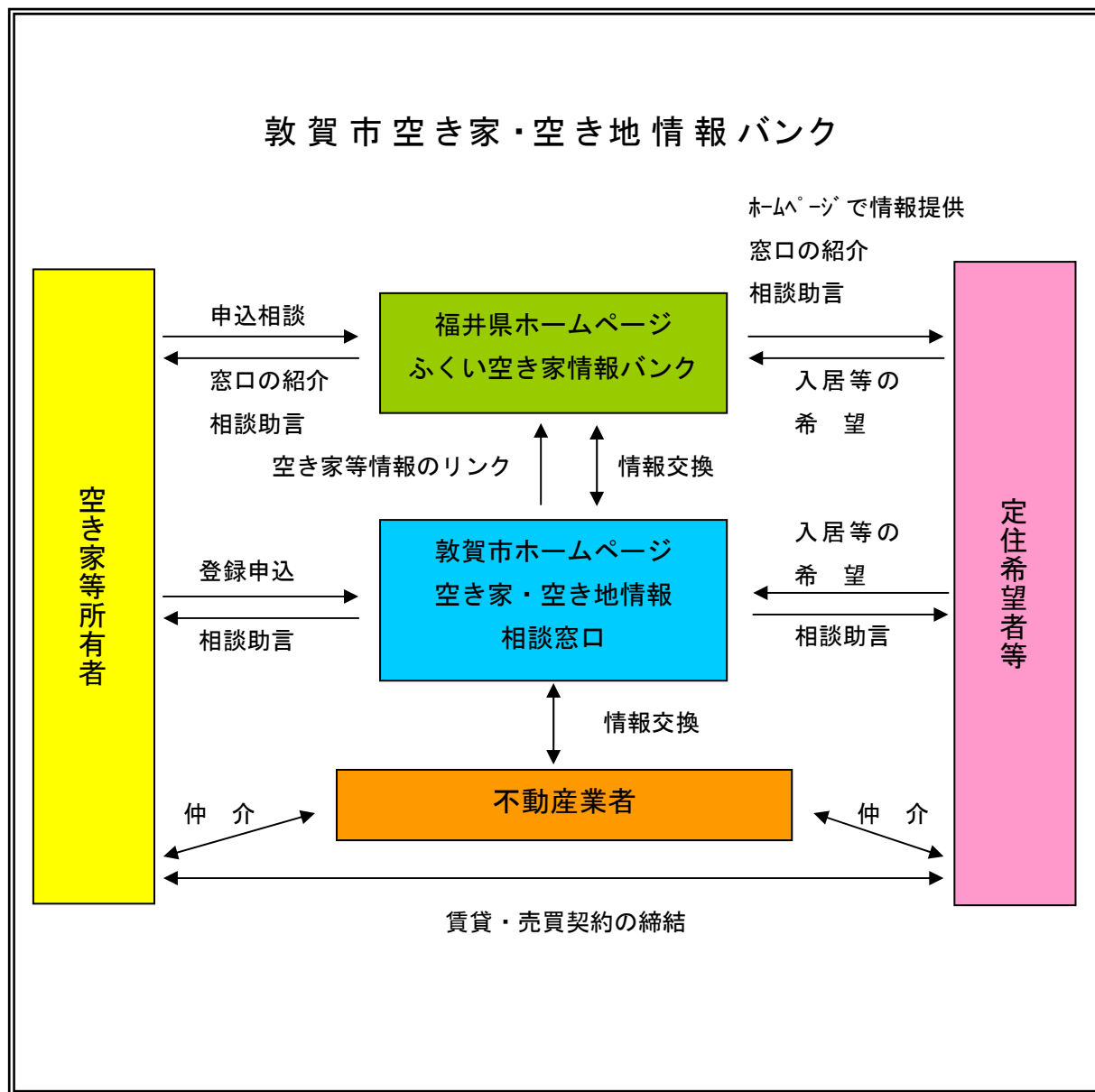


空き家・空き地情報バンクのしくみ



※1 空き家等所有者の方は、敦賀市の空き家・空き地情報バンクに登録します。

※2 空き家への入居や購入、空き地の購入や賃借を希望される方は、敦賀市の空き家・空き地情報バンクに登録されています宅地建物取引業者(不動産業者)に連絡して交渉を行っていただくことになります。